

北翔大学学則

第1章 総則

(設置者)

第1条 北翔大学（以下「本学」という。）の設置者は、学校法人浅井学園である。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育の理念である「愛と和と英知」を根本にすえ、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究するとともに、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的とする。

2 生涯スポーツ学部スポーツ教育学科は、スポーツ教育に関する高い専門知識と実践的技術を学び、生涯スポーツ社会の実現に向けて、競技スポーツ、学校教育、地域社会で活躍できる人間性豊かな人材の育成を目的とする。

生涯スポーツ学部健康福祉学科は、健康・福祉・介護・スポーツに関する幅広い専門的知識の習得と地域貢献等に主体的に取り組む実践をとおして優れた企画力・実践力・連携力の養成をめざし、少子高齢社会における地域づくり、健康づくり、対人援助などを推進するスポーツマインドを持った福祉実践者、福祉マインドを持った健康運動指導者の育成を目的とする。

3 教育文化学部教育学科は、こどもの視点に立ち、豊かな人間性と柔軟な思考力をもち、高い専門性と実践力を身につけ、多様な学習活動をつくりだすことのできる教員を養成する。生涯発達における幼児・児童・生徒期の意義役割を理解し、学習支援とさらには心豊かな情操教育を支援する人材を育成する。こどもの心身の健康課題の専門的知識と指導力をもち、さらに特別な教育支援を必要とするこどもに情熱をもって関わることのできる教員の育成を目的とする。

教育文化学部芸術学科は、美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術などの各芸術領域を学び、理論と実践に係る研究を深め創造性を培い、共同制作や発表活動を活発におこなうことによって、あらゆる職種において芸術性を活かし、自らの人生を切り開き、社会貢献できる人材を養成する。また、美術教育並びに生涯学習の観点から、中学校、高等学校、美術館、博物館、劇場、福祉施設、NPO 等で芸術の専門知識とコミュニケーション能力を活かし、芸術文化の持つ豊かな力や技法を教えられる指導者や学習支援者を養成する。

教育文化学部心理カウンセリング学科は、心理学、社会福祉学、教育学を統合した学際的観点から、一人ひとりの生活を包括的に支える実践力を養成する。こころの科学としての心理学の基礎から応用に至る理論と技法、および精神保健福祉学の専門知識をもち、心理的支援に限らず、福祉、教育・保育を含む、より広い領域における人間援助の総合的アプローチとしてのカウンセリングの素養を身につけ、現代社会に貢献する人材の育成を目的とする。

(点検評価)

第3条 本学は、教育研究水準の向上に資するとともに、本学の目的を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評

価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法の定めるところにより、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 前2項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、北翔大学点検評価規程に定める。

第2章 本学の組織

(学部、学科及び学生定員)

第4条 本学に、次の学部を置く。

生涯スポーツ学部

教育文化学部

- 2 前項の学部に置く学科及び当該学科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部・学科	定 員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
生涯スポーツ学部	スポーツ教育学科	160人	10人	660人
	健康福祉学科	60人	5人	250人
教育文化学部	教育学科	120人	10人	500人
	芸術学科	50人	5人	210人
	心理カウンセリング学科	50人	5人	210人

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院については、北翔大学大学院学則に定める。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館については、北翔大学図書館規程に定める。

(研究センター)

第7条 本学に、研究センターとして、次のセンターを置く。

(1) 北方圏学術情報センター

(2) 北方圏生涯スポーツ研究センター

- 2 前項各号に定める各センターについては、それぞれ、北翔大学北方圏学術情報センター規程及び北翔大学北方圏生涯スポーツ研究センター規程に定める。

(教育研究センター)

第8条 本学に、教育研究センターとして、次のセンターを置く。

(1) 教育支援総合センター

(2) キャリア支援センター

(3) 教職センター

(4) 体育管理センター

- 2 前項各号に定める各センターについては、それぞれ、北翔大学教育支援総合センター規程、北翔大学キャリア支援センター規程、北翔大学教職センター規程及び北翔大学体育管理センター規程に定める。

(地域連携センター)

第9条 本学に、生涯学習及び地域貢献を促進し、教育研究の発展に資するため、地域連

携センターを置く。

- 2 地域連携センターについては、北翔大学地域連携センター規程に定める。
(厚生施設)

第10条 本学に、厚生施設として、次のセンター及び相談室等を置く。

- (1) 保健センター
- (2) 学生相談室
- (3) 障がい学生支援室

2 前項各号に定める、保健センター、学生相談室及び障がい学生支援室については、それぞれ、北翔大学保健センター規程、北翔大学学生相談室規程及び北翔大学障がい学生支援室規程に定める。

第3章 職員組織

(職員の種類)

第11条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

(職員の職制及び職務)

第12条 本学教職員の職制及び職務並びに選任方法等については、学校法人浅井学園管理運営規程の定めるところによる。

(教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のための研修)

第12条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させるための研修（スタッフ・ディベロップメント（SD）、第43条の2に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の研修の実施に関し必要な事項は、北翔大学SD規程に定める。

第4章 教授会

(教授会)

第13条 本学に、教授会を置く。

(審議事項)

第14条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し及び、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成員)

第15条 教授会は、学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授及び専任の講師をもつて組織する。

(会議の招集及び議長)

第16条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

(定足数及び審議)

第17条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き審議することができない。

第18条 教授会の運営に関し必要な事項は、北翔大学教授会規程に定める。

第5章 学部

第1節 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第20条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第21条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園創立記念日 9月5日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は、必要により休業日を臨時に変更し、又は休業日に授業を課すことができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第23条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第24条 学生は、8年を超えて在学することができない。

2 生涯にわたり学習しようとする学生（以下「生涯学習生」という。）として、学長が特に認めた場合は、前項の規定にかかわらず、相当の年数とすることができます。

3 生涯学習生に関し必要な事項は、北翔大学生涯学習生規程の定めるところによる。

第3節 入学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、特別の定めがある場合は、学期の

始めとすることができます。

(入学資格)

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格試験に合格した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) その他、本学において高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者（平成15年文部科学省令第41号）

(入学出願)

第27条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、本学所定の書類に、入学検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第28条 前条に規定する入学出願を行った者に対しては、入学者選抜を行い、選考のうえ合格者を決定する。

2 前項に規定する入学者選抜については、別に定める。

(入学手続)

第29条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、入学金並びに所定の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(入学許可)

第30条 前条に規定する入学手続を終えた者について、学長は、入学を許可する。

(保証人)

第31条 入学を許可された者は、保証人を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在籍する期間、本人についての一切の責任を負うものとする。

3 保証人は、父母又は成年の親族とし、独立の生計を営む者とする。

第32条 本人及び保証人の身上に異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

第4節 再入学、転入学及び編入学

(再入学)

第33条 本学に1年以上在学して退学した者で、再び本学の同一学部の同一学科に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第34条 他の大学の学生であって、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある

ときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(編入学)

第35条 本学の3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に14年以上在学し、所定の学修の成果を有する中途退学者
- (4) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。以下同じ。）を修了した者

(再入学、転入学及び編入学の入学出願手続等)

第36条 第27条から第32条までの規定は、前3条の規定により入学する場合に準用する。

(再入学、転入学及び編入学学生の修業年限及び在学年限等の取扱)

第37条 第33条から第35条の規定により入学した学生の入学前の本学、他の大学、短期大学、高等専門学校、外国の大学若しくは短期大学又は専修学校の専門課程における在学期間については、学長は教授会の議を経て、その一部又は全部を、第23条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、第35条の規定により編入学した学生の通算することができる期間は、2年とする。

2 前項の規定により修業年限を通算された学生の在学年限については、第24条第1項の規定にかかわらず、入学時に決定した学年の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 第1項の規定により修業年限を通算された学生の通算された期間は、本学における在学年数とみなし、第66条に規定する在学年数に通算する。

第38条 前5条に定めるもののほか、再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、北翔大学再入学、転入学及び編入学規程の定めるところによる。

第5節 転学部及び転学科

(転学部及び転学科)

第39条 一の学部の学生で、他の学部又は同一学部の他の学科に転学部又は転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、転学部又は転学科を許可することがある。

2 転学部及び転学科の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学転学部及び転学科等規程の定めるところによる。

第6節 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位)

第40条 本学の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 全学共通科目
- (2) 発展科目
- (3) 学部共通科目

- (4) 学科専門科目
 - (5) 外国人留学生科目
- 2 前項第3号に規定する学部共通科目は、第4条第1項に規定する学部ごとに、第4号に規定する学科専門科目は、第4条第2項に規定する各学部に置く学科ごとに開講する。
- 3 第1項第5号に規定する外国人留学生科目は、外国人留学生のための授業科目として開講する。
- 4 第1項に規定する授業科目の名称及び単位数は、生涯スポーツ学部に置くスポーツ教育学科及び健康福祉学科については、それぞれ、別表第1の1、別表第1の2のとおりとし、教育文化学部に置く教育学科、芸術学科及び心理カウンセリング学科については、それぞれ、別表第2の1、別表第2の2及び別表第2の3のとおりとする。
- 5 前項に規定する授業科目のほか、必要があるときは、学長は教授会の議を経て、臨時の授業科目を開設することがある。

(教職に関する科目等)

- 第41条 前条に規定する授業科目のほか、教育職員免許状を取得させるため、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目を置く。
- 2 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表第3のとおりとする。
- 3 前項に規定する授業科目を履修し、取得した単位は、第46条第1項及び第5項に規定する単位数に算入しない。ただし、当該授業科目が、前条第4項に規定する各別表に掲げる授業科目として開講されている場合は、算入する。

(教育課程の編成)

- 第42条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。
- 2 前項に規定する各年次の配当は、別に定める。

(授業の方法)

- 第43条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第43条の2 本学は、教育の質の充実に資するとともに、本学の授業の内容及び方法の改善を図るため、全学的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）（以下「FD」という。）を実施するものとする。
- 2 前項のFDの実施に関し必要な事項は、北翔大学FD規程に定める。

(授業期間)

- 第44条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(単位の計算方法)

- 第45条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(授業科目の履修及び単位の修得)

第46条 生涯スポーツ学部の学生は、所属する学科の区分に応じ、第40条第4項に規定する別表第1の1又は別表第1の2の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定する単位は、スポーツ教育学科においては、次に掲げる履修コースのうちから、一のコースを選択して修得するものとする。

スポーツ教育学科	スポーツ教育コース
	スポーツトレーナーコース
	競技スポーツコース

3 教育文化学部の学生は、所属する学科の区分に応じ、第40条第4項に規定する別表第2の1又は別表第2の2若しくは別表第2の3の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

4 前項に規定する単位は、教育学科においては、次に掲げる履修コースのうちから、一のコースを選択して修得するものとする。

教育学科	初等教育コース
	幼児教育コース
	養護教諭コース
	音楽コース

5 第2項、第4項に規定する履修コースの履修方法その他必要な事項は、第1項、第3項に規定する各別表の備考に定めるもののほか、別に定める。

(履修手続)

第47条 授業科目を履修するためには、学生は、学期始めの所定の期日までに、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の規定により登録した授業科目以外の授業科目は、履修することができない。

(単位の授与)

第48条 一の授業科目を履修し、予め定められた成績評価基準に基づく判定に合格した学生に対しては、担当教員の認定により、所定の単位を与えるものとする。

2 学費等未納の者については、単位は与えない。

3 授業科目について、欠席時数が当該授業科目の実授業時間の3分の1を超える者については、単位は与えない。

(本学の他学科又は他学部等における授業科目の履修)

第49条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が本学の他の学科又は他の学部若しくは北翔大学短期大学部（以下「本学の短期大学部」という。）の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、生涯スポーツ学部健康福祉学科の授業科目を履修する場合は、第70条に規定する北翔大学介護福祉士養成課程履修規程の定めるところにより、これを認めないことがある。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は

全部を、第66条に規定する単位に算入することがある。ただし、本学の短期大学部の授業科目を履修して修得した単位数については、第50条第3項、第50条の2第2項及び第51条第3項並びに第61条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第50条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学（本学の短期大学部を除く。）の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定の実施にあたり、必要があるときは、当該大学又は短期大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議し、学生交流に関する協定又は大学間相互単位互換協定を締結することができる。
- 3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、第66条に規定する単位に算入することがある。ただし、前条第3項ただし書の規定により修得した単位数並びに第50条の2第2項、第51条第3項及び第61条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定は、生涯スポーツ学部健康福祉学科に所属し、介護福祉士養成課程を履修する学生にあっては、第70条に規定する北翔大学介護福祉士養成課程履修規程の定めるところにより、これを適用しないことがある。

(大学以外の教育施設等における学修)

第50条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、第66条に規定する単位に算入することがある。ただし、第49条第3項ただし書の規定により修得した単位数並びに第50条第3項、第51条第3項及び第61条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第51条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条又は短期大学設置基準（昭和50年第1項本文文部省令第21号）第17条に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えない範囲で、第66条に規定

する単位に算入することがある。ただし、第49条第3項ただし書の規定により修得した単位数並びに第50条第3項、第50条の2第2項及び第61条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項の規定は、第50条第4項の規定を準用する。

(再入学、転入学及び編入学学生の既修得単位等の取扱)

第52条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、第33条から第35条までの規定により入学した学生の入学前に本学、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程において学修した成果は、その一部又は全部を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(他大学等での履修科目の範囲及び修得単位の認定等)

第53条 前4条の規定により履修することができる授業科目又は履修したとみなすことができる授業科目の範囲及び履修により修得した単位又は修得したものとみなし、又は与えることができる単位数の認定方法その他必要な事項は、北翔大学他大学等における授業科目の履修及び修得単位並びに既修得単位の認定等に関する規程の定めるところによる。

第7節 成績評価基準及び成績判定

(成績評価基準)

第54条 第48条第1項に規定する成績評価基準は、科目試験、論文試験、口頭試問、実技試験、課題評価、作品評価及び受講態度評価等を組み合わせ、予め定めるものとする。

2 前項に定める科目試験の実施等に関し必要な事項は、北翔大学試験に関する規程の定めるところによる。

(成績判定)

第55条 前条第1項に規定する試験の成績評価は、S(秀) [100点～90点]、A(優) [89点～80点]、B(良) [79点～70点]、C(可) [69点～60点]及びD(不可) [59点以下]の評語をもって判定し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

第8節 休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第56条 学生が、疾病その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学できないときは、保証人連署のうえ、所定の様式による休学願に、疾病の場合は医師の診断書を、その他の事情の場合は詳細な理由書を添えて学長に提出し、許可を得て休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第57条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情があるときは、学長は休学期間の延長を許可し、又は延長を命ずることができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、特別な事情があると認められるときは、学長は教授会の議を経て、4年を超えて休学を許可し、又は休学を命ずることができる。

(休学期間の取扱)

第58条 休学期間は、第24条第1項及び第66条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第59条 休学している学生が、休学期間が満了したとき又は休学期間に中にその事由が消滅したときは、所定の様式による復学願を学長に提出し、許可を受けて復学することができる。なお休学の事由が疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の規定により復学した場合で、休学期間が通算して3ヵ月未満のときは、前条の規定にかかわらず、在学年数に算入する。

第60条 前4条に定めるもののほか、休学及び復学に関し必要な事項は、北翔大学休学及び復学に関する規程の定めるところによる。

(留学)

第61条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は、学生が外国の大学又は短期大学の授業科目を履修するための留学を認めることができる。

2 学生が、前項の規定により留学しようとするときは、保証人連署のうえ、所定の様式による留学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

3 第50条第2項から第4項までの規定は、留学の実施及び学修の成果の取り扱いについて準用する。

4 留学期間は、第24条第1項及び第66条に規定する在学年数に算入する。

5 前4項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、北翔大学留学に関する規程の定めるところによる。

(転学)

第62条 学生が、他の大学に転学を志願するときは、保証人連署のうえ、所定の様式による転学願に、事由を記した書類を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(退学)

第63条 学生が、退学しようとするときは、保証人連署のうえ、所定の様式による退学願に、詳細な事由を記した書類及び学生証を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第64条 学生が、次の各号の一に該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第24条第1項に規定する在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき。
- (2) 第57条第2項に規定する休学期間を超える、なお修学できないとき。
- (3) 授業料及び施設設備費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 欠席が長期にわたるとき又は長期にわたり行方不明のとき。

第65条 前3条に定めるもののほか、転学、退学及び除籍に関し必要な事項は、北翔大学転学、退学及び除籍に関する規程の定めるところによる。

(復籍)

第65条の2 第64条第3号又は第4号の規定により除籍された者で、復籍を願い出たがあるときは、学長は、教授会の議を経て、相当年次に復籍を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、復籍に関し必要な事項は、北翔大学復籍に関する規程の定めるところによる。

第9節 卒業要件及び学位授与

(卒業の要件)

第66条 本学の卒業要件は、本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

(卒業の認定)

第67条 卒業の認定は、前条に規定する卒業要件を満たした学生について、教授会の議を経て、学長がこれを認定する。

2 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学位の授与)

第68条 前条の規定により卒業の認定を受け、本学を卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項は、北翔大学学位規程の定めるところによる。

第10節 教育職員免許状及び資格の取得

(教育職員免許状)

第69条 本学において、取得することができる教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部・学 科		免 訸 状 の 種 類	免許教科又は特別支援教育領域
生涯 スポーツ 学部	スポーツ教育学科	中学校教諭1種免許状	保健体育
		高等学校教諭1種免許状	保健体育
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
教育 文化 学部	初等教育コース	幼稚園教諭1種免許状	
		小学校教諭1種免許状	
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
	幼児教育コース	幼稚園教諭1種免許状	
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
	音楽コース	養護教諭1種免許状	
		中学校教諭1種免許状	音楽
		高等学校教諭1種免許状	音楽
	芸術学科	特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
		中学校教諭1種免許状	美術
		高等学校教諭1種免許状	美術

2 前項に規定する免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 免許状の取得に関し必要な事項は、北翔大学教職課程履修規程の定めるところによる。

(介護福祉士の受験資格)

第70条 本学において、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年 法律第30号）に規定する介護福祉士の受験資格を取得しようとする学生は、北翔大学介護福祉士養成課程

履修規程の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(社会福祉士の受験資格)

第71条 本学において、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する社会福祉士の受験資格を取得しようとする学生は、北翔大学社会福祉士受験資格取得に関する履修規程の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(精神保健福祉士の受験資格)

第72条 本学において、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に規定する精神保健福祉士の受験資格を取得しようとする学生は、北翔大学精神保健福祉士受験資格取得に関する履修規程の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(保育士資格の取得)

第72条の2 教育学科に所属し幼児教育コースを選択し、保育士の資格を得ようとする学生は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関し必要な事項は、北翔大学保育士養成課程履修規程の定めるところによる。

(その他の資格取得)

第73条 前5条に規定する免許状及び資格の取得のほか、本学において取得することのできる任用資格及び認定資格等の取得に関し必要な事項は、それぞれの資格等の種類に応じて定める当該資格等の取得に関する履修規程の定めるところによる。

第11節 賞罰

(表彰)

第74条 学長は、学生として表彰に値する行為があったときは、教授会の議を経て、表彰することがある。

(罰則)

第75条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力極めて劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、第24条第1項及び第66条に規定する在学年数に算入しない。ただし、停学期間が通算して3ヶ月未満のときは、在学年数に算入する。

第12節 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(聴講生)

第76条 本学において、一又は複数の授業科目を聴講するため、聴講生として入学を志願

する本学の学生以外の者（第79条に規定する研究生を含む。）があるときは、本学において適當と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ入学を許可することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、生涯スポーツ学部健康福祉学科の授業科目を履修する場合は、第70条に規定する北翔大学介護福祉士養成課程履修規程の定めるところにより、これを認めないことがある。
- 3 聴講生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学聴講生規程の定めるところによる。

（科目等履修生）

第77条 本学において、一又は複数の授業科目を履修するため、科目等履修生として入学を志願する本学の学生以外の者（第79条に規定する研究生を含む。）があるときは、本学において適當と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り選考の上、入学を許可することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、生涯スポーツ学部健康福祉学科の授業科目を履修する場合は、第70条に規定する北翔大学介護福祉士養成課程履修規程の定めるところにより、これを認めないことがある。
- 3 科目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学科目等履修生規程の定めるところによる。

（特別聴講学生）

第78条 本学において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含み、本学短期大学部を除く。）の学生若しくは本学と連携協定を締結した高等学校等から推薦された者があるときは、当該大学又は短期大学若しくは高等学校等との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、生涯スポーツ学部健康福祉学科の授業科目を履修する場合は、第70条に規定する北翔大学介護福祉士養成課程履修規程の定めるところにより、これを認めないことがある。
- 3 特別聴講学生に係る入学検定料及び入学金は、徴収しない。
- 4 特別聴講学生は、科目等履修料を納付しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項の協議に基づき、授業科目の履修による科目等履修料等を相互に不徴収とする場合は、徴収しない。
- 6 前5項に定めるもののほか、特別聴講学生の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第79条 本学において、特定の専門事項について研究するため、研究生として入学を志願する者があるときは、本学において適當と認め、かつ、支障のないときに限り、選考の上、入学を許可することができる。

- 2 研究生が、第76条第1項又は第77条第1項の規定により聴講生又は科目等履修生として入学を志願するときは、あらかじめ、指導教員の承認を得なければならない。
- 3 研究生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学研究生規程の定

めるところによる。

第13節 外国人留学生及び委託生

(外国人留学生)

第80条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学外国人留学生規程の定めるところによる。

(委託生)

第81条 公の機関又は団体の長からの委託に基づき、その所属職員につき、本学において特定の授業科目の聽講又は履修若しくは特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、本学において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学委託生規程の定めるところによる。

第82条 外国人留学生及び委託生については、この学則を準用する。

第6章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料)

第83条 本学に、入学、再入学、転入学又は編入学を志願する者及び聽講生、科目等履修生又は研究生として入学を志願する者並びに転学部又は転学科を志願する者は、その際、入学検定料を納付しなければならない。

(学生納付金)

第84条 学生納付金は、入学金、授業料、施設設備費、聽講料、科目等履修料及び研究料とする。

(授業料及び施設設備費の納付)

第85条 授業料及び施設設備費は、次の2期に分けて納付しなければならない。

前学期 納付の期限は4月30日限りとする。

後学期 納付の期限は9月30日限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付することができる。

3 入学年度の前学期に係る授業料及び施設設備費は、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付しなければならない。

4 再入学、転入学及び編入学した者の授業料及び施設設備費の額は、入学を許可された年次に在学する学生の額と同額とする。

(授業料及び施設設備費の減免及び猶予等)

第86条 授業料及び施設設備費の納付が困難な場合で、本学において特別の事情があると認めた者に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、授業料及び施設設備費を減免し、又は分納若しくは延納による納付の猶予を認めることがある。

(聽講料、科目等履修料及び研究料の納付)

第87条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生は、それぞれ聴講料、科目等履修料又は研究料を納付しなければならない。

2 研究生は、前項に定めるもののほか、施設設備費を納付しなければならない。

(実習費及び履修費その他教育に必要な経費の納付等)

第88条 授業を実験又は実習で行う授業科目（学外の施設で行う実習を含む。）及び教職課程を履修する場合は、実習費及び履修費を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか教育に必要な経費は、別に徴収する。

(再試験受験料の徴収)

第89条 再試験を受験するときは、再試験受験料を徴収する。

(各種証明書等の発行手数料等)

第90条 在学証明書、卒業証明書その他諸証明等の発行手数料等は、別に徴収する。

(休学及び復学の場合の授業料及び施設設備費)

第91条 休学を許可され又は命ぜられた学生については、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日の場合は、その月とする。）から復学した日の属する月の前月（復学した日が月の末日の場合は、その月までとする。）までの授業料及び施設設備費を免除する。

2 前項の規定により免除する金額は、授業料年額及び施設設備費年額について、それぞれの金額の12分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に免除されることとなる月数を乗じて得た金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第59条第2項の規定により、在学年数に算入することとなる期間については、免除しない。

4 休学により授業料の免除を受けていた学生が復学したときは、復学した日の属する月（復学した日が月の末日の場合は、翌月とする。）から授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(転学又は退学等の場合の授業料及び施設設備費)

第92条 学期の途中で転学又は退学を許可された場合若しくは除籍された場合においては、当該納期分までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

2 停学期間中も、授業料及び施設設備費は納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料及び施設設備費)

第93条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(既納の入学検定料及び学生納付金等の返還)

第94条 既納の入学検定料及び学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により当該各号に定める額を還付する。

(1) 第85条第2項の規程により、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付した学生が、その年の9月30日までに休学又は退学したとき後学期に係る授業料及び施設設備費に相当する金額

(2) 学期の途中で第56条の規定により休学を許可され又は命ぜられたとき当該学期に係る授業料及び施設設備費について、それぞれの金額の6分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に免除されることとなる月数

を乗じて得た金額

- (3) その他本学が特に還付が必要と認めたとき 必要と認めた学生納付金等の必要と認めた額

(入学検定料及び学生納付金等の額その他の取扱等)

第95条 前12条に規定するもののほか、入学検定料及び学生納付金等の額及び納付時期・方法、留年した者及び外国人留学生の学生納付金、授業料及び施設設備費の減免又は猶予等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は平成9年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する本学部の総定員は、人間福祉学部の完成年度（平成12年度）のものであり、学年進行中の各年度の人間福祉学部の総定員は、次のとおりとする。

	人間福祉学部介護福祉学科	人間福祉学部生活福祉学科
平成9年度	80人	80人
平成10年度	160人	160人
平成11年度	240人	250人

附 則（一部科目的開設年次変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成10年4月1日から施行する。
ただし、平成9年度入学学生については、本改正による教育課程を適用する。
- 附 則（大学名称の変更、生涯学習システム学部設置等に伴う改正及び付表の改正）
 - 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
 - 2 平成12年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
ただし、平成12年度から人間福祉学部生活福祉学科4年次にインテリア設計Ⅰ・インテリア設計Ⅱ・インテリア設計Ⅲの科目を追加開設する。
 - 3 第4条第2項に規定する生涯学習システム学部の総定員は、完成年度（平成15年度）のものであり、学年進行中の各年度の総定員は、次のとおりとする。

	生涯学習システム学部健康プロセシング学科	生涯学習システム学部芸術デザイン学科
平成12年度	120人	120人
平成13年度	240人	240人
平成14年度	375人	375人

附 則（人間福祉学部福祉心理学科設置に伴う改正及び付表の改正）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する人間福祉学部福祉心理学科の総定員は、完成年度（平成16年度）のものであり、学年進行中の各年度の総定員は、次のとおりとする。

	人間福祉学部福祉心理学科
平成13年度	80人
平成14年度	160人
平成15年度	260人

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項第1号及び同条

第2項に規定する北方圏学術情報センター及び北海道浅井学園大学北方圏学術情報センター運営規程については、平成13年5月1日から、第78条に規定する入学検定料については、平成14年度の入学志願者から適用する。

- 2 平成14年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（学生相談室の設置及び学生納付金の改正に伴う改正）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（生涯学習システム学部健康プランニング学科の入学定員及び編入学定員の変更、各学部学科の教育課程等の変更及び学則の整備等に伴う改正）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

- 3 第4条第2項に規定する生涯学習システム学部健康プランニング学科の平成18年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

生涯学習システム学部	平成16年度	平成17年度	平成18年度
健康プロランニング学科	570人	630人	670人

附 則（北方圏生涯スポーツ研究センターの設置に伴う改正）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（入学資格の追加及びFDを実施することに伴う改正）

- 1 この学則は、平成16年7月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第26条第7号の規定は、平成17年度入学生から適用する。

附 則（校名変更及び教育課程の改正に伴う改正）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 平成17年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（教授会を本学の学部に置くことに伴う改正）

- 1 この学則は平成18年3月2日から施行する。

附 則（入学資格の追加、人間福祉学部介護福祉学科と福祉心理学科の編入学定員と収容定員の変更、生涯学習システム学部学習コーチング学科の設置及び教育課程の改正に伴う改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成18年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

- 3 第4条第2項に規定する人間福祉学部介護福祉学科及び福祉心理学科の収容定員は完成年度（平成19年度）のものであり、平成18年度の収容定員は、次のとおりとする。

介護福祉学科	福祉心理学科
330人	350人

- 4 第4条第2項に規定する生涯学習システム学部健康プランニング学科、芸術メディア学科及び学習コーチング学科の収容定員は完成年度（平成21年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	健康プランニング学科	芸術メディア学科	学習コーチング学科
平成18年度	650人	470人	100人
平成19年度	670人	430人	200人
平成20年度	650人	390人	280人

附 則（大学の名称変更、教育の理念の見直し、法令改正による教員組織の見直し、保証人に関する条項の整備、復籍に関する条項の整備、生涯学習システム学部学習コーチング学科において取得することができる教育職員免許状の種類のうち養護学校教諭1種免許状を特別支援学校教諭1種免許状に改めること、教育課程等の変更及び卒業に係る単位修得方法の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成19年3月31日在学する者については、なお従前の例による。

附 則（大学設置基準の改正、北方圏生活福祉研究所の廃止、単位の授与、大学以外の教育施設等における学修に関する条項の整備等に伴う改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成20年3月31日在学する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学部介護福祉学科を地域福祉学科に、生活福祉学科を医療福祉学科に名称変更、医療福祉学科の入学定員及び収容定員の変更、生涯学習システム学部芸術メディア学科の編入学定員及び収容定員の変更、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の設置及び生涯学習システム学部健康プランニング学科の廃止、生涯学習研究所の廃止、機構改編、法令改正に伴う条項の整備、成績判定方法の変更、教育課程等の変更及び卒業に係る単位修得方法の変更等に伴う改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する人間福祉学部医療福祉学科、芸術メディア学科及び生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の編入学定員及び収容定員は完成年度（平成24年度（芸術メディア学科においては平成22年度））のものであり、学年進行中の各年度の定員は次のとおりとする。

	医療福祉学科	芸術メディア学科	スポーツ教育学科
平成21年度	50人	345人	160人
平成22年度	100人	第4条第2項に同じ	320人
平成23年度	160人	第4条第2項に同じ	500人

- 4 第4条第2項に規定する編入学定員は、平成23年度からのものであり、平成21年度からの以下の学科の各年度の定員は次のとおりとする。

	介護福祉学科	地域福祉学科	生活福祉学科	医療福祉学科	健康プランニング学科	スポーツ教育学科
平成21年度	10	0	10	0	35	0
平成22年度	10	0	10	0	35	0
平成23年度	0	10	0	10	0	20

附 則（法令の改正等による教育課程の変更、生涯学習システム学部学習コーチング学科の卒業に係る単位修得方法の変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教授会に係る規定の改正に伴う改正）

- 1 この学則は平成 22 年 9 月 17 日から施行する。

附 則（人間福祉学部地域福祉学科、医療福祉学科、福祉心理学科の入学定員、編入入学定員及び収容定員の変更、生涯学習システム学部学習コーチング学科の入学定員、編入学定員及び収容定員の変更、単位の授与等に関する条項の整備、高等学校教諭免許状「福祉」の「教科に関する科目」の追加等による教育課程の変更及び人間福祉学部地域福祉学科の卒業に係る単位修得方法の変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 2 項に規定する人間福祉学部地域福祉学科、医療福祉学科、福祉心理学科及び生涯学習システム学部学習コーチング学科の収容定員は完成年次（平成26年度）のものであり、学年進行中の各年度の定員は次のとおりとする。

	地域福祉学科	医療福祉学科	福祉心理学科	学習コーチング 学科
平成23年度	315人	225人	325人	335人
平成24年度	290人	170人	310人	310人
平成25年度	270人	150人	300人	290人

- 3 別表については、平成23年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（法改正による介護福祉士受験資格取得に係る教育課程の変更、精神保健福祉士受験資格取得に係る教育課程の変更、芸術メディア学科の教育課程の一部変更、休学中の授業料及び施設設備費の免除に係る文言の整理に伴う改正）

- 1 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表については、平成 24 年 3 月 31 日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（特別聴講学生に本学との連携協定に基づき高等学校等から推薦された者を加えることに伴う改正）

- 1 この学則は平成 24 年 7 月 27 日から施行する。

附 則（生涯スポーツ学部健康福祉学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の設置、並びに生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の編入学定員の変更及び教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、第21条、第31条及び第59条についてはこれを適用する。
- 3 第 4 条第 2 項に規定する生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の収容定員は完成年度（平成27年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	スポーツ教育学科
平成26年度	670人

4 第4条第2項に規定する生涯スポーツ学部健康福祉学科の収容定員は完成年度（平成29年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	健康福祉学科
平成26年度	60人
平成27年度	120人
平成28年度	185人

5 第4条第2項に規定する教育文化学部教育学科、芸術学科及び心理カウンセリング学科の収容定員は完成年度（平成29年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	教育学科	芸術学科	心理カウンセリ ング学科
平成26年度	120人	50人	50人
平成27年度	240人	100人	100人
平成28年度	370人	155人	155人

附 則（教授会の見直しによる改正と、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科及び教育文化学部教育学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（学校教育法改正に伴う改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（生涯スポーツ学部スポーツ教育学科及び健康福祉学科、教育文化学部芸術学科の教育課程の一部変更、センター組織の一部変更及び生涯学習システム学部健康プランニング学科の廃止に伴う改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（大学設置基準の一部改正に伴う改正、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の教育課程の一部変更に伴う改正及び人間福祉学部医療福祉学科の廃止に伴う改正）

- 1 この学則は平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

生涯スポーツ学部 スポーツ教育学科 授業科目一覧表

授業科目の区分等						
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
全 学 共 通 科 目	導入科目	基礎教育セミナーI	①	基礎教育セミナーII	①	
	基礎科目	日本語表現	①	情報機器操作I	②	健康体育(実技を含む)
		数学入門	①	情報機器操作II	②	英語コミュニケーションI
	外国語科目	英語コミュニケーションII	2	韓国語	2	フランス語
		英語(中級)	2	中国語	2	スペイン語
		英語(上級)	2	ドイツ語	2	
	教養科目	現代生活と政治・経済	2	現代生活と心と体	2	日本国憲法
		現代生活と法律	2	現代生活と物理	2	情報社会及び情報倫理
		現代生活と福祉	2	現代生活と宇宙	2	情報処理(中級)
		現代生活と芸術	2	現代生活と環境科学	2	情報処理(上級)
		現代生活と教育	2	北海道の文化	2	
発 展 科 目	就業力養成科目	キャリアデザインI	①	キャリア演習II	①	就業力特別講義II
		キャリアデザインII	②	キャリア演習III	1	インターンシップ
		キャリアデザインIII	②	キャリア演習IV	1	
		キャリア演習I	①	就業力特別講義I	①	
	心身・健康に関する科目群	心理学概論	2	人間関係の心理学	2	犯罪心理学
		心理統計法	2	育児支援の心理学	2	
		生涯発達心理学	2	福祉心理学	2	
	社会と生活に関する科目群	社会学	2	高齢社会の街づくり	2	社会教育施設論
		社会保障論I	2	社会教育計画	2	青少年学習コーチング論
		地域福祉論I	2	社会教育課題研究	2	リカレント教育論
		生活の中の介護福祉	2	社会教育課題演習	2	
学 部 共 通 科 目	文化と芸術に関する科目群	ファッショングデザイン概論	2	空間デザイン史	2	音楽概論
		インテリアデザイン	2	美術史	2	音楽鑑賞法
		ユニバーサルデザイン	2	美学	2	音楽史
	生涯スポーツ学	生涯スポーツ学	②	コミュニケーション論	2	スポーツ史
		生涯学習論	2	健康運動指導演習	2	生理学
		生涯学習展開論	2	体育原理	2	運動生理学
		栄養と健康	2	スポーツ心理学	2	就業力特別演習I
		健康学	②	スポーツ社会学	2	就業力特別演習II
		健康管理論	2	スポーツ運動学	2	就業力特別演習III
		地域支援実習	2	スポーツマネジメント	2	

スポーツ 教育 学科 専門 科目	コ ー ス 共 通 科 目	スポーツ教育学概論	②	障がい者スポーツ論	2	生涯スポーツ指導演習（器械運動）	2
		食生活と健康	2	レジャー・レクリエーション論	2	生涯スポーツ指導演習（エアロビック）	2
		スポーツ施設管理論	2	レクリエーション実技	1	生涯スポーツ指導演習（水泳・水中運動）	2
		社会教育概論	2	野外教育実習	2	冬季スポーツボランティア実習	2
		基礎解剖学	2	野外教育論	2	専門演習 I	②
		機能解剖学	2	野外教育指導演習	2	専門演習 II	②
		体力測定評価	2	雪上活動実習	1	専門演習 III	②
		体力測定評価演習	2	生涯スポーツ（水泳・水中運動）	①	卒業研究	2
		トレーニング論	2	生涯スポーツ（陸上競技）	①	特別支援教育総論	2 *
		トレーニング演習	2	生涯スポーツ（器械運動）	①	知的障害者の心理・生理・病理	2
		スポーツ・バイオメカニクス	2	生涯スポーツ（冬季スポーツ）	①	肢体不自由者の心理・生理・病理	2
		バイオメカニクス演習	2	生涯スポーツ（エアロビック）	①	病弱者の心理・生理・病理	2
		生活習慣病概論	2	生涯スポーツ（バドミントン）	◇	知的障害教育 I	2
		スポーツ医学基礎	2	生涯スポーツ（野球・ソフトボール）	◇	知的障害教育 II	2
		スポーツ内科学	2	生涯スポーツ（バレーボール）	◇	肢体不自由教育 I	2
		衛生学及び公衆衛生学	2	生涯スポーツ（バスケットボール）	◇	肢体不自由教育 II	2
		学校保健	2	生涯スポーツ（テニス）	◇	病弱教育	2
		救急処置	2	生涯スポーツ指導演習（サッカー）	2	視覚・聴覚障害者の心理・生理・病理	1
コース 専門 科目	スポーツ 教育 コース	スポーツ整形外科学	2	生涯スポーツ指導演習（体づくり運動）	2	視覚・聴覚障害者の教育課程及び指導法	1
		運動処方演習	2	生涯スポーツ指導演習（ダンス）	2	重複障害者の心理・生理・病理	1
		スポーツ栄養学	2	生涯スポーツ指導演習（武道）	2	重複障害者の教育課程及び指導法	1
		スポーツマークティング	2	生涯スポーツ（障がい者スポーツ）	1	発達障害者等の心理・生理・病理	1 *
		メンタルトレーニング演習	2	生涯スポーツ指導演習（陸上競技）	2	発達障害者等の教育課程及び指導法	1 *
		ジュニアスポーツ論	2	生涯スポーツ指導演習（バスケットボール）	2	特別支援教育実習事前指導	1
		コーチ学	2	生涯スポーツ指導演習（バレーボール）	2	特別支援教育実習事後指導	1
		スポーツ教育	②	生涯スポーツ指導演習（バレー）	2	特別支援教育実習	2
コース 専門 科目	スポーツ トレーナー コース	健康産業施設実習	2	運動处方	②	アスレティックトレーナー概論	②
		中高年スポーツ論	2	スポーツ外傷・障害の評価理論	②	アスレティックリハビリテーション理論	②
		テーピング演習	2	スポーツ外傷・障害の評価演習	2	アスレティックリハビリテーション演習 I	2
		スポーツ解剖学	2	コンディショニング理論	②	アスレティックリハビリテーション演習 II	2
	競技 スポーツ コース	臨床スポーツ医学	2	コンディショニング演習	2	アスレティックトレーニング指導実習	4
		競技スポーツ論	②	スポーツの戦術・戦略論	2	競技スポーツコーチング演習 II	2
		アスリート論	②	アスリートを取り巻く環境	2		
		コーチング論	②	競技スポーツコーチング演習 I	2		
外国人留学生科目	日本語	2	現代日本の文化	2			

備 考

- 1 表中の○数字の単位は、必修科目的単位数を示す。
- 2 表中□及び◇数字の単位は選択必修科目的単位数を示し、それぞれから1単位以上選択しなければならない。
- 3 表中＊印の単位は、スポーツ教育コースの必修科目を示す。
- 4 学則第46条第1項に規定する124単位以上は、同条第2項に規定する履修コースのうちから、いずれか一の履修コースを選択し、次の表に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。

履修コース	① 全学 共通科目		② 発展科目		③ 学部 共通科目		④ 学科 専門科目		⑤ ①～④ の全科目	卒業 要件 単位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	選択	
スポーツ教育コース	1 9	1 0	0	8	4	6	1 6	3 4	2 7	1 2 4
スポーツトレーナーコース	1 9	1 0	0	8	4	6	2 0	3 0	2 7	1 2 4
競技スポーツコース	1 9	1 0	0	8	4	6	1 6	3 4	2 7	1 2 4

①「全学共通科目」の選択10単位には以下の科目を含まなければならない。

- ・外国語科目 1科目2単位以上
- ・教養科目 4科目8単位以上

②「発展科目」の選択8単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。

③ ⑤の「①から④の全科目」には全てのコース専門科目を含む。

- 5 外国人留学生にあっては、前項に規定する「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

生涯スポーツ学部 健康福祉学科 授業科目一覧表

授業科目の区分等						
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーI	①	基礎教育セミナーII	①	
	基礎科目	日本語表現 数学入門	①	情報機器操作 I	②	健康体育(実技を含む)
			①	情報機器操作 II	②	英語コミュニケーション I
	外国語科目	英語コミュニケーション II 英語(中級) 英語(上級)	2	韓国語	2	フランス語
			2	中国語	2	スペイン語
			2	ドイツ語	2	
	教養科目	現代生活と政治・経済 現代生活と法律 現代生活と福祉 現代生活と芸術 現代生活と教育	2	現代生活と心と体	2	日本国憲法
			2	現代生活と物理	2	情報社会及び情報倫理
			2	現代生活と宇宙	2	情報処理(中級)
			2	現代生活と環境科学	2	情報処理(上級)
			2	北海道の文化	2	
	就業力養成科目	キャリアデザイン I キャリアデザイン II キャリアデザイン III キャリア演習 I	①	キャリア演習 II	①	就業力特別講義 II
			②	キャリア演習 III	1	インターンシップ
			②	キャリア演習 IV	1	
			①	就業力特別講義 I	①	
発展科目	心身・健康に関する科目群	食生活と健康 スポーツ施設管理論 心理学概論	2	心理統計法	2	育児支援の心理学
			2	生涯発達心理学	2	福祉心理学
			2	人間関係の心理学	2	犯罪心理学
	社会と生活に関する科目群	社会教育概論 社会教育計画 社会教育課題研究	2	社会教育課題演習	2	リカレント教育論
			2	社会教育施設論	2	
			2	青少年学習コーチング論	2	
	文化と芸術に関する科目群	ファンションデザイン概論 インテリアデザイン ユニバーサルデザイン	2	空間デザイン史	2	音楽概論
			2	美術史	2	音楽鑑賞法
			2	美学	2	音楽史
学部共通科目	生涯スポーツ学 生涯学習論 生涯学習展開論 栄養と健康 健康学 健康管理論 地域支援実習	② 2 2 2 ② 2 2	コミュニケーション論	2	スポーツ史	2
			健康運動指導演習	2	生理学	2
			体育原理	2	運動生理学	2
			スポーツ心理学	2	就業力特別演習 I	1
			スポーツ社会学	2	就業力特別演習 II	1
			スポーツ運動学	2	就業力特別演習 III	1
			スポーツマネジメント	2		

学科専門科目	健康福祉学概論 I	②	医学概論	2	食生活学	2
	健康福祉学概論 II	②	医学知識	2	衣生活学	2
	スポーツ医学基礎	2	社会学	2	住生活学	2
	スポーツ内科学	2	現代社会と福祉 I	2	老年医学	2
	スポーツ整形外科学	2	現代社会と福祉 II	2	認知症論	2
	スポーツ・バイオメカニクス	2	社会福祉調査論	2	認知症ケア論	2
	コーチ学	2	ソーシャルワーク概説 I	2	障害のある人の理解	2
	ジュニアスポーツ論	2	ソーシャルワーク概説 II	2	生活生理学	2
	中高年スポーツ論	2	ソーシャルワーク論 I	2	高齢者心理学	2
	障がい者スポーツ論	2	ソーシャルワーク論 II	2	健康福祉専門職演習 I	2
	基礎解剖学	2	ソーシャルワーク論 III	2	健康福祉専門職演習 II	2
	機能解剖学	2	ソーシャルワーク論 IV	2	健康産業施設実習	2
	身体発育・発達論	2	地域福祉論 I	2	福祉実践実習	2
	トレーニング論	2	地域福祉論 II	2	専門演習 I	②
	トレーニング演習	2	社会福祉行政・福祉計画論	2	専門演習 II	②
	レジャー・レクリエーション論	2	社会福祉運営管理論	2	専門演習 III	②
	野外・レクリエーション指導論	2	社会保障論 I	2	卒業研究	2
	レクリエーションマネジメント	2	社会保障論 II	2	介護概論 I	2
	生涯スポーツ(陸上競技)	1	高齢者福祉論 I	2	介護概論 II	2
	生涯スポーツ(器械運動)	1	高齢者福祉論 II	2	生活学概論	2
	生涯スポーツ(バレーボール)	1	障害者福祉論	2	介護技術演習 I	1
	生涯スポーツ(バスケットボール)	1	児童・家庭福祉論	2	介護技術演習 II	2
	生涯スポーツ(ニュースポーツ)	1	公的扶助論	2	介護技術演習 III	2
	生涯スポーツ(エアロビック)	1	医療福祉論	2	介護技術演習 IV	1
	生涯スポーツ(障がい者スポーツ)	1	就労支援論	1	介護技術演習 V	1
	生涯スポーツ指導演習(エアロビック)	2	権利擁護と成年後見制度	2	介護過程 I(基礎)	1
	生涯スポーツ指導演習(水泳・水中運動)	2	司法福祉論	1	介護過程 II(高齢者)	1
	健康栄養学	2	相談援助演習 I	2	介護過程 III(身体障害者)	1
	精神保健	2	相談援助演習 II	2	介護過程 IV(知的・精神障害者、内部疾患者)	1
	救急処置	2	相談援助演習 III	2	介護過程 V(在宅支援)	1
	運動处方	2	相談援助演習 IV	2	介護基礎演習	1
	運動处方演習	2	相談援助演習 V	2	介護実習指導 I	1
	体力測定評価	2	相談援助実習指導 I	2	介護実習指導 II	2
	体力測定評価演習	2	相談援助実習指導 II	4	介護実習指導 III	1
	生活の中の介護福祉	2	相談援助実習	6	介護実習 I	4
	生活習慣病概論	2	高齢社会の街づくり	2	介護実習 II	6
	介護予防論	2	介護福祉と生活文化	2	医療的ケア I	2
	介護予防実践演習	2	リハビリテーション論	2	医療的ケア II	2
	認知症予防	2	レクリエーション実技	1	医療的ケア演習	1
	介護実践管理論	2				
外国人留学生科目	日本語	2	現代日本の文化	2		

備 考

- 1 表中の○数字の単位は、必修科目の単位数を示す。
- 2 学則第46条第1項に規定する124単位以上は、次の表に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。

履修学科	① 全 学 共通科目		② 発展科目		③ 学 部 共 通科目		④ 学 科 専門科目		⑤ ①～④ の全科目	卒 業 要 件 单 位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	選 択	
健康福祉学科	1 9	1 0	0	8	4	6	1 0	3 8	2 9	1 2 4

- ① 「全学共通科目」の選択10単位には以下の科目を含まなければならない。
 - ・外国語科目 1科目2単位以上選択
 - ・教養科目 4科目8単位以上選択
- ② 「発展科目」の選択8単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。
- 3 外国人留学生にあっては、前項に規定する「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

教育文化学部 教育学科 授業科目一覧表

		授業科目の区分等					
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーI	①	基礎教育セミナーII	①		
	基礎科目	日本語表現 数学入門	① ①	情報機器操作I 情報機器操作II	② ②	健康体育(実技を含む) 英語コミュニケーションI	2 ②
	外国語科目	英語コミュニケーションII 英語(中級) 英語(上級)	2 2 2	韓国語 中国語 ドイツ語	2 2 2	フランス語 スペイン語	2 2
	教養科目	現代生活と政治・経済 現代生活と法律 現代生活と福祉 現代生活と芸術 現代生活と教育	2 2 2 2 2	現代生活と心と体 現代生活と物理 現代生活と宇宙 現代生活と環境科学 北海道の文化	2 2 2 2 2	日本国憲法 情報社会及び情報倫理 情報処理(中級) 情報処理(上級)	2 2 2 2
	就業力養成科目	キャリアデザインI キャリアデザインII キャリアデザインIII キャリア演習I	① ② ② ①	キャリア演習II キャリア演習III キャリア演習IV 就業力特別講義I	① 1 1 ①	就業力特別講義II インターンシップ	① 2
	心身・健康に関する科目群	食生活と健康 スポーツ施設管理論 心理学概論	2 2 2	心理統計法 生涯発達心理学 人間関係の心理学	2 2 2	育児支援の心理学 福祉心理学 犯罪心理学	2 2 2
	発展科目	社会学 社会保障論I 地域福祉論I 生活の中の介護福祉	2 2 2 2	高齢社会の街づくり 社会教育概論 社会教育計画	2 2 2	社会教育課題研究 社会教育課題演習 社会教育施設論	2 2 2
	文化と芸術に関する科目群	ファッショングデザイン概論 インテリアデザイン	2 2	ユニバーサルデザイン 空間デザイン史	2 2	美術史 美学	2 2
	学部共通科目	教育文化学 芸術と心理学 生涯学習論	2 2 2	生涯学習展開論 メディアデザイン概論 カウンセリング心理学	2 2 2	青少年学習コーチング論 リカレント教育論	2 2

コース 共通 科目	介護等体験	1	病弱者の心理・生理・病理	2	重複障害者の教育課程及び指導法	1
	学校ボランティア活動 I	1	知的障害教育 I	②	発達障害者等の教育課程及び指導法特	①
	学校ボランティア活動 II	1	知的障害教育 II	2	別支援教育実習事前指導	1
	学習コーチング学概論	2	肢体不自由教育 I	2	特別支援教育実習事後指導	1
	専門演習 I	②	肢体不自由教育 II	2	特別支援教育実習	2
	専門演習 II	②	病弱教育	2	特別支援学校論 I	2
	卒業研究	④	視覚・聴覚障害者の心理・生理・病理	1	特別支援学校論 II	2
	特別支援教育総論	②	重複障害者の心理・生理・病理	1	特別支援実践論 I	2
	知的障害者の心理・生理・病理	2	発達障害者等の心理・生理・病理	①	特別支援実践論 II	2
	肢体不自由者の心理・生理・病理	2	視覚・聴覚障害者の教育課程及び指導法	1	特別支援実践論 III	2
学科 専門 科目	国語科概論(書写を含む)	②	社会科指導法 II	2	体育科指導法 I	②
	社会科概論	②	社会科指導法 III	2	体育科指導法 II	2
	算数科概論	②	算数科指導法 I	②	体育科指導法 III	2
	理科概論	②	算数科指導法 II	2	道徳教育論(小)	②
	生活科概論	②	算数科指導法 III	2	特別活動論(小)	②
	音楽科概論	②	理科指導法 I	②	教育方法論(情報機器・教材活用を含む)(幼・小)	②
	音楽実習 I	1	理科指導法 II	2	生徒指導論(進路指導を含む)(小)	②
	音楽実習 II	1	理科指導法 III	2	教育相談論(カウンセリングを含む)(幼・小)	②
	造形美術概論	②	生活科指導法 I	②	教育実習事前指導(幼・小)	1
	家庭科概論	②	生活科指導法 II	2	教育実習事後指導(幼・小)	1
	体育科概論	②	生活科指導法 III	2	教育実習 I(幼・小)	4
	教職概論(幼・小)	②	音楽科指導法 I	②	教育実習 II(幼・小)	2
	教育原理(幼・小)	②	音楽科指導法 II	2	教職実践演習(幼・小)	2
	教育心理学(幼・小)	②	音楽科指導法 III	②	小学校英語	②
	教育経営学(幼・小)	②	図画工作科指導法 I	2	小学校教育研究 I	②
	教育課程論(幼・小)	②	図画工作科指導法 II	2	小学校教育研究 II	2
	国語科指導法 I	②	図画工作科指導法 III	2	小学校教育研究 III	2
	国語科指導法 II	2	家庭科指導法 I	②		
	国語科指導法 III	2	家庭科指導法 II	2		
	社会科指導法 I	②	家庭科指導法 III	2		
学科 専門 科目	国語科概論(書写を含む)	②	保育内容(言葉)	②	相談援助	2
	算数科概論	②	保育内容指導(言葉)	2	社会的養護	2
	生活科概論	②	保育内容(表現)	②	保育者論	②
	音楽科概論	②	保育内容指導(表現)	2	保育の心理学 I	2
	音楽実習 I	1	こども理解	②	保育の心理学 II	1
	音楽実習 II	1	こどもの表現あそび	2	こどもの保健 I a	2
	造形美術概論	②	こどもの体育あそび	2	こどもの保健 I b	2
	体育科概論	②	こどもの言葉あそび	2	こどもの保健 II	1
	教職概論(幼・小)	②	教育方法論(情報機器・教材活用を含む)(幼・小)	②	こどもの食と栄養	2
	教育原理(幼・小)	②	教育相談論(カウンセリングを含む)(幼・小)	②	家庭支援論	2
	保育原理	②	教育実習事前指導(幼・小)	1	保育課程論	2
	教育心理学(幼・小)	②	教育実習事後指導(幼・小)	1	乳児保育	2
	教育経営学(幼・小)	②	教育実習 I(幼・小)	4	障害児保育	2
	教育課程論(幼・小)	②	教育実習 II(幼・小)	2	社会的養護内容	1
	保育内容総論	②	教職実践演習(幼・小)	2	保育相談支援	1
	保育内容指導論	②	幼稚園教育研究 I	②	保育実習 I	4
	保育内容(健康)	②	幼稚園教育研究 II	2	保育実習 II	2
	保育内容指導(健康)	2	幼稚園教育研究 III	2	保育実習 III	2
	保育内容(人間関係)	②	児童家庭福祉	2	保育実習指導 I	2
	保育内容指導(人間関係)	2	社会福祉	2	保育実習指導 II	1
	保育内容(環境)	②		2	保育実習指導 III	1
	保育内容指導(環境)	2		2	保育実践演習	2

学科専門科目	コース専門科目	養護教諭コース専門科目	衛生学	②	微生物学(免疫学を含む)	②	教職概論	②
			衛生学実験	2	精神保健	②	教育原理	②
			公衆衛生学	②	看護学概論	②	教育心理学	②
			学校保健	②	看護学各論	②	教育経営学	②
			学校保健演習Ⅰ	②	看護学特別講義	2	教育課程論	②
			学校保健演習Ⅱ	2	看護技術演習(救急処置を含む)Ⅰ	②	道徳教育論	②
			学校保健管理論	②	看護技術演習(救急処置を含む)Ⅱ	②	特別活動論	②
			学校保健組織活動論	2	救急処置活動論	2	教育方法論(情報機器・教材活用を含む)	②
			学校保健執務演習	1	看護学臨床実習	④	生徒指導論	②
			養護実践学Ⅰ	②	養護教諭基礎セミナーⅠ	2	教育相談論(カウンセリングを含む)	②
			養護実践学Ⅱ	②	養護教諭基礎セミナーⅡ	2	養護実習事前指導	1
			養護活動実習Ⅰ	②	養護教諭教育演習Ⅰ	②	養護実習事後指導	1
			養護活動実習Ⅱ	②	養護教諭教育演習Ⅱ	2	養護実習	4
			養護実践学演習	③	ヘルスアセスメント論	②	教職実践演習(養護教諭)	2
			健康相談活動の理論及び方法	②	保健室経営演習Ⅰ	②	養護教諭教育研究Ⅰ	②
			健康相談活動演習	②	保健室経営演習Ⅱ	2	養護教諭教育研究Ⅱ	2
			栄養学(食品学を含む)	②	保健指導演習	②	養護教諭教育研究Ⅲ	2
			解剖生理学	②	健康診断演習	2		2
			薬理概論	②				2
学科専門科目	コース専門科目	音楽コース専門科目	ソルフェージュ	②	器楽基礎演習Ⅰ	②	音楽科教育法Ⅰ	②
			楽典	②	器楽基礎演習Ⅱ	②	音楽科教育法Ⅱ	2
			音楽概論	②	器楽表現演習Ⅰ	②	音楽科教育法Ⅲ	2
			音楽鑑賞法	②	器楽表現演習Ⅱ	②	音楽科教育法Ⅳ	2
			音楽史	②	ピアノ応用	2	道徳教育論	②
			和声学	2	ピアノ基礎演習Ⅰ	②	特別活動論	②
			作曲法	②	ピアノ基礎演習Ⅱ	②	教育方法論(情報機器・教材活用を含む)	②
			指揮法	②	ピアノ表現演習Ⅰ	②	生徒指導論(進路指導を含む)	②
			合唱Ⅰ	①	ピアノ表現演習Ⅱ	②	教育相談論(カウンセリングを含む)	②
			合唱Ⅱ	①	ピアノ総合演習Ⅰ	2		1
			合奏Ⅰ	①	ピアノ総合演習Ⅱ	2	教育実習事前指導	1
			合奏Ⅱ	①	コードと即興	2	教育実習事後指導	1
			生涯学習音楽指導論	②	音楽教育フィールド演習Ⅰ	②	教育実習Ⅰ	4
			声楽基礎演習Ⅰ	②	音楽教育フィールド演習Ⅱ	②	教育実習Ⅱ	2
			声楽基礎演習Ⅱ	②	教職概論	②	教職実践演習(中・高)	2
			声楽表現演習Ⅰ	②	教育原理	②	音楽教育研究Ⅰ	②
			声楽表現演習Ⅱ	②	教育心理学	②	音楽教育研究Ⅱ	2
					教育経営学	②	音楽教育研究Ⅲ	2
					教育課程論	②		2
外国人留学生科目	日本語	2	現代日本の文化	2				

備考

- 表中○数字の単位は、必修科目の単位数を示す。
- 学則第46条第3項に規定する124単位以上は、同条第4項に規定する履修コースのうちから、いずれか一の履修コースを選択し、次の表に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。

履修コース	① 全学共通科目		② 発展科目		③ 学部共通科目		学科専門科目				⑥ ④～⑤ の全科目	卒業要件単位	
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	選択		
初等教育コース	1	9	4	0	8	0	4	1	4	0	4	8	124
幼児教育コース	1	9	4	0	8	0	4	1	4	0	4	8	124
養護教諭コース	1	9	4	0	8	0	4	1	4	0	4	8	124
音楽コース	1	9	4	0	8	0	4	1	4	0	4	8	124

① 「発展科目」の選択8単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。

② ⑤ 「コースの専門科目」の選択10単位は、それぞれのコースの□数字の単位の科目から選択して履修すること。

③ ⑥の「④～⑤の全科目」には全てのコース専門科目を含む。

3 外国人留学生にあっては、前項に規定する「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

別表第2の2（第40条第4項関係）

（平成28年度以降入学生適用）

教育文化学部 芸術学科 授業科目一覧表

授業科目の区分等						
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーI	①	基礎教育セミナーII	①	
	基礎科目	日本語表現	①	情報機器操作I	②	健康体育（実技を含む）
		数学入門	①	情報機器操作II	②	英語コミュニケーションI
	外国語科目	英語コミュニケーションII	2	韓国語	2	フランス語
		英語（中級）	2	中国語	2	スペイン語
		英語（上級）	2	ドイツ語	2	
	教養科目	現代生活と政治・経済	2	現代生活と心と体	2	日本国憲法
		現代生活と法律	2	現代生活と物理	2	情報社会及び情報倫理
		現代生活と福祉	2	現代生活と宇宙	2	情報処理（中級）
		現代生活と芸術	2	現代生活と環境科学	2	情報処理（上級）
		現代生活と教育	2	北海道の文化	2	
	就業力養成科目	キャリアデザインI	①	キャリア演習II	①	就業力特別講義II
		キャリアデザインII	②	キャリア演習III	1	インターンシップ
		キャリアデザインIII	②	キャリア演習IV	1	
		キャリア演習I	①	就業力特別講義I	①	
発展科目	心身・健康に関する科目群	食生活と健康	2	心理統計法	2	育児支援の心理学
		スポーツ施設管理論	2	生涯発達心理学	2	福祉心理学
		心理学概論	2	人間関係の心理学	2	犯罪心理学
	社会と生活に関する科目群	社会学	2	高齢社会の街づくり	2	社会教育課題研究
		社会保障論I	2	社会教育概論	2	社会教育課題演習
		地域福祉論I	2	社会教育計画	2	社会教育施設論
		生活の中の介護福祉	2			
	文化と芸術に関する科目群	音楽概論	2	音楽鑑賞法	2	音楽史
学部共通科目	教育文化学 芸術と心理学 生涯学習論		2	生涯学習展開論	2	青少年学習コーチング論
			2	メディアデザイン概論	2	リカレント教育論
			2	カウンセリング心理学	2	

基本科目	芸術理解	美術概論 美術史 美学	2 2 2	色彩計画 ファッショングデザイン概論	2 2	舞台芸術概論 空間デザイン史	2 2	
	表現技術	ドローイング I 空間デザイン基礎 服飾基礎実習	2 2 2	クリエイティブシンキング インテリアデザイン	2 2	ユニバーサルデザイン テクニカルスケッチ 建築計画	2 2 2	
	情報技術	デジタルイメージ I デジタルデザイン I	② ②	ウェブデザイン I CAD設計	2 2	プログラミングによるCG	2	
学科専門科目	専門科目	アート教育・文化	生涯学習と芸術 学校教育と芸術 博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館資料保存論 博物館展示論 博物館情報・メディア論	2 2 2 2 2 2 2 2	博物館教育論 博物館実習 デザイン概論 美術表現演習 映像論 写真 ファッショングコーディネート	2 3 2 2 2 2 2 2	ファッショング文化論 マンガ表現研究 舞台芸術各論 戯曲研究 生活材料学 都市と空間の法規 住宅と空間の生産	2 2 2 2 2 2 2 2
		平面表現	ドローイング II 絵画 I 絵画 II 絵画 III 版画 グラフィックデザイン I	2 2 2 2 2 2	グラフィックデザイン II グラフィックデザイン III デジタルイメージ II デジタルイメージ III デジタルデザイン II デジタルデザイン III	2 2 2 2 2 2	デジタルビデオ編集 ウェブデザイン II ファッショング画 テキスタイルデザイン パターンメーキング インテリア設計 I	2 2 2 2 2 2
		立体表現	彫刻 I 彫刻 II 彫刻 III 陶芸 I 陶芸 II	2 2 2 2 2	木材工芸 舞台衣装 I 舞台衣装 II 服飾造形実習 建築空間のしくみ 建築一般構造演習	2 2 2 2 2 2	空間模型演習 創作テキスタイル 3Dモーショングラフィックス 3Dグラフィックス I 3Dグラフィックス II	2 2 2 2 2 2
		空間・身体表現	サウンドデザイン トータルビューティ バックステージ研究 I バックステージ研究 II	2 2 2 2	俳優論(演習を含む) 舞踊専門研究 リビングデザイン論 住宅設計演習	2 2 2 2	構造のかたちと力 構造力学演習 空間設備 生活環境	2 2 2 2
		発想・企画・プレゼンテーション	3次元造形演習 デジタルコンテンツ制作 プランディングデザイン論 プレゼンテーションデザイン	2 2 2 2	ディスプレイデザイン インテリア設計 II 店舗デザイン	2 2 2	舞台制作論 演劇と映画 ステージ総合実習	2 2 2
		応用実践科目	総合・統合	地域と芸術 ポートフォリオ制作 I ポートフォリオ制作 II	2 1 1	就業力実践演習 専門演習 I 専門演習 II	1 ② ②	卒業研究
外国人留学生科目		日本語	2	現代日本の文化	2			

備 考

- 1 表中○数字の単位は、必修科目的単位数を示す。
- 2 表中□数字の科目は、選択必修科目的単位数を示し、この中から12科目24単位を修得するものとする。
- 3 学則第46条第3項に規定する124単位以上は、次の表に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。

履修学科	① 全 学 共通科目		② 発展科目		③ 学 部 共 通科目		④ 学 科 専門科目		⑤ ①～④ の全科目	卒 業 要 件 单 位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	選 択	
芸術学科	1 9	1 0	0	8	0	6	1 2	3 4	3 5	1 2 4

- ① 「全学共通科目」の選択10単位には以下の科目を含まなければならない。
 - ・外国語科目 1科目2単位以上選択
 - ・教養科目 4科目8単位以上選択
- ② 「発展科目」の選択8単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。
- ③ 「学科専門科目」の選択34単位には上記2の選択必修科目の24単位を含む。
- 4 外国人留学生にあっては、前項に規定する「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

教育文化学部 心理カウンセリング学科 授業科目一覧表

		授業科目の区分等					
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーI	①	基礎教育セミナーII	①		
	基礎科目	日本語表現 数学入門	① ①	情報機器操作I 情報機器操作II	② ②	健康体育(実技を含む) 英語コミュニケーションI	2 ②
	外国語科目	英語コミュニケーションII 英語(中級) 英語(上級)	2 2 2	韓国語 中国語 ドイツ語	2 2 2	フランス語 スペイン語	2 2
	教養科目	現代生活と政治・経済 現代生活と法律 現代生活と福祉 現代生活と芸術 現代生活と教育	2 2 2 2 2	現代生活と心と体 現代生活と物理 現代生活と宇宙 現代生活と環境科学 北海道の文化	2 2 2 2 2	日本国憲法 情報社会及び情報倫理 情報処理(中級) 情報処理(上級)	2 2 2 2
	就業力養成科目	キャリアデザインI キャリアデザインII キャリアデザインIII キャリア演習I	① ② ② ①	キャリア演習II キャリア演習III キャリア演習IV 就業力特別講義I	① 1 1 ①	就業力特別講義II インターンシップ	① 2
	心身・健康に関する科目群	食生活と健康	2	スポーツ施設管理論	2		
	発展科目	地域福祉論I 生活の中の介護福祉 高齢社会の街づくり	2 2 2	社会教育概論 社会教育計画 社会教育課題研究	2 2 2	社会教育課題演習 社会教育施設論	2 2
	文化と芸術に関する科目群	ファンションデザイン概論 インテリアデザイン ユニバーサルデザイン	2 2 2	空間デザイン史 美術史 美学	2 2 2	音楽概論 音楽鑑賞法 音楽史	2 2 2
	学部共通科目	教育文化学 芸術と心理学 生涯学習論	2 2 2	生涯学習展開論 メディアデザイン概論 カウンセリング心理学	2 2 2	青少年学習コーチング論 リカレント教育論	2 2

学科専門科目	心理学概論	②	ライフサイクルの心理学	2	医療福祉論	2
	学習心理学	2	臨床心理援助技法論I(精神分析療法)	2	権利擁護と成年後見制度	2
	教育心理学	2	臨床心理援助技法論II(認知行動療法)	2	障害者福祉論	2
	生理心理学	2	臨床心理援助技法論III(ブリーフ・セラピー)	2	精神医学I	2
	生涯発達心理学	2	障害児教育論	2	精神医学II	2
	社会心理学	2	障害児教育実践論	2	精神保健I	2
	人間関係の心理学	2	発達支援論	2	精神保健II	2
	乳幼児心理学	2	家族心理学	2	ソーシャルワーク概説I	2
	福祉心理学	2	産業・組織心理学	2	ソーシャルワーク概説II	2
	労働法令	2	コミュニケーション心理学	2	精神保健福祉援助技術総論	2
	育児支援の心理学	2	スクールカウンセリング	2	精神科リハビリテーション	4
	高齢者心理学	2	ポジティブ心理学	2	精神保健福祉援助技術各論I	2
	児童心理学	2	モチベーション心理学	2	精神保健福祉援助技術各論II	2
	青年心理学	2	社会的養護論	2	精神保健福祉学I	2
	臨床心理学	②	少年非行と矯正教育	2	精神保健福祉学II	2
	臨床教育学	2	キャリアカウンセリング	2	精神保健福祉学III	2
	障害者心理学	2	高齢社会と生涯教育	2	精神保健福祉援助演習I	2
	心身医学	2	現代社会と臨床心理学	2	精神保健福祉援助演習II	2
	心理統計法	②	対人コミュニケーション演習	2	精神保健福祉援助演習III	2
	心理アセスメント法	2	医学概論	2	精神保健福祉援助実習指導	3
	心理学基礎演習I	①	医学知識	2	精神保健福祉援助実習	7
	心理学基礎演習II	①	社会学	2	就業力特別演習	1
	心理学基礎実験	4	現代社会と福祉I	2	就業力特別講義III	1
	心理学研究法	②	現代社会と福祉II	2	就業力特別講義IV	1
	心理面接演習	4	地域福祉論II	2	専門演習I	②
	認知心理学	2	社会保障論I	2	専門演習II	②
	脳と心の科学	2	社会保障論II	2	卒業研究	④
	犯罪心理学	2	公的扶助論	2		
	こども理解	2	社会福祉行政・福祉計画論	2		
外国人留学生科目	日本語	2	現代日本の文化	2		

備 考

- 表中○数字の単位は、必修科目の単位数を示す。
- 学則第46条第3項に規定する124単位以上は、次の表に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。

履修学科	① 全 学 共通科目		② 発展科目		③ 学 部 共通科目		④ 学 科 専門科目		⑤ ①~④ の全科目	卒業要件 単 位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
心理カウンセリング学科	19	10	0	8	0	6	18	30	33	124

- 「全学共通科目」の選択10単位には以下の科目を含まなければならない。
 - ・外国語科目 1科目 2単位以上選択
 - ・教養科目 4科目 8単位以上選択
- 「発展科目」の選択8単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。
- 外国人留学生にあっては、前項に規定する「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目一覧表

(1)教職に関する科目

教育職員免許法規定の科目	授業科目名	中学校教諭1種免許状		高等学校教諭1種免許状	
		保健体育	美術	保健体育	美術
教職の意義等に関する科目	教職概論	②	②	②	②
教育の基礎理論に関する科目	教育原理	②	②	②	②
	教育心理学	②	②	②	②
	教育経営学	②	②	②	②
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	②	②	②	②
	保健体育科教育法I	②		②	
	保健体育科教育法II	②		②	
	保健体育科教育法III	②		②	
	保健体育科教育法IV	2		2	
	美術科教育法I		②		②
	美術科教育法II		②		②
	美術科教育法III		②		②
	美術科教育法IV		2		2
	道徳教育論	②	②		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	特別活動論	②	②	②	②
	教育方法論(情報機器・教材活用を含む)	②	②	②	②
	生徒指導論(進路指導を含む)	②	②	②	②
教育実習	教育実習事前指導	①	①	①	①
	教育実習事後指導	①	①	①	①
	教育実習I	④	④	4*	4*
	教育実習II			2*	2*
教職実践演習	教職実践演習(中・高)	②	②	②	②

備考

- 表中○数字は、必修科目的単位数を、数字は、選択科目的単位数を、*印は選択必修を示す。
- 学則第41条第1項に規定する、教職に関する科目は、この表の定めるところにより、所要の授業科目を履修して、次の各号に定める単位を修得すること。
 - 中学校教諭1種免許状にあっては、34単位以上
 - 高等学校教諭1種免許状にあっては、30単位以上

(2)教科又は教職に関する科目

教育職員免許法規定の科目	授業科目名	中学校教諭1種免許状		高等学校教諭1種免許状	
		保健体育	美術	保健体育	美術
教科又は教職に関する科目	学校ボランティア活動I	1		1	
	学校ボランティア活動II	1		1	
	介護等体験	①		1	
	道徳教育論			2	

備考

- 表中○数字は、必修科目の単位数を示す。
- 学則第41条第1項に規定する、教科又は教職に関する科目は、この表の定めるところにより、所要の授業科目を

履修して「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の免許状施行規則に定める最低修得単位数を越えて修得した単位を含み、中学校教諭1種免許状は8単位以上、高等学校教諭1種免許状は16単位以上修得すること。